

## 業務委託契約約款(清掃)

### (総則)

第1条 委託業務の発注者及び委託業務の受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

### (委託業務内容及び委託業務期間)

第2条 委託業務内容及び委託業務期間は頭書記載のとおりとする。

### (実績報告と業務委託料の請求)

第3条 受注者は、毎月速やかに、前月に処理した委託業務に関する実績報告書及び業務委託料請求書を発注者に提出するものとする。

### (従事者の届出等)

第4条 受注者は、委託業務を行うに当たり、業務に直接従事させる者(以下「従事者」という。)の名簿を発注者に提出しなければならない。提出後異動があったときも、同様とする。

2 発注者は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不適当と認める者については、その理由を明示して従事者の交替を受注者に求めることができる。

3 受注者は、従事者が都合により勤務することができなくなったときは、事前にその旨及びその交替者の氏名を届け出なければならない。

### (責任者の選任)

第5条 受注者は、従事者を指揮監督するため、責任者を置かななければならない。

### (作業用器材等の負担区分)

第6条 委託業務の実施に要する機械、器具及び材料は、全て受注者の負担とする。

### (光熱水費の負担区分)

第7条 委託業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は、発注者の負担とする。

### (臨機の措置)

第8条 発注者は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、受注者に対し所要の措置をとることを求めることができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

### (委託業務の調査等)

第9条 発注者は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示を受注者に与えることができるものとする。

### (権利の譲渡等)

第10条 受注者は、委託された業務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

### (一括委任又は一括下請の禁止)

第11条 受注者は、この契約の履行についてその全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

### (契約の解除等)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合には、催告を行った後、文書により通知しなければならない。

(1) 受注者がこの契約に違反したとき。  
(2) 受注者が委託業務の処理が不適当と発注者が認めたとき。  
(3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は発注者に損害賠償を請求することができないものとする。

### (談合等不正行為があった場合の違約金等)

第13条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成

事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

### (損害賠償等)

第14条 受注者の従事者が委託業務の実施に際して発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

2 発注者又は受注者が金銭債務の履行を遅延したときは、その債務完済に至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき定められた率の割合による遅延損害金を相手方に支払うものとする。

### (個人情報保護)

第15条 個人情報を保護するため、受注者は次の事項を遵守するものとする。

(1) 秘密の保持 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に定める個人情報(以下「個人情報」という。)については、業務の処理中及び処理後においても他に漏らしてはならない。

(2) 目的外利用等の禁止 受注者は、個人情報を契約内容以外の利用及び他への提供をしてはならない。

(3) 複製等の禁止 受注者は、発注者の許可を受けた以外は、個人情報の複写及び複製をしてはならない。

(4) 事故発生時の報告義務 受注者は、個人情報の保護に関して業務の処理において事故等が発生した場合には、遅滞無く発注者に報告しなければならない。

(5) 個人情報の廃棄 受注者は、発注者の指示なくして不要となった個人情報の廃棄を行ってはならない。

### (契約不適合に伴う請求権等)

第16条 発注者は、委託業務について契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるため、当初契約時の取決めどおり委託業務が実施されない場合には、委託業務の契約不適合に伴う履行の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び契約の解除権を行使することができる。この場合の損害賠償請求権の行使については、受注者が発注者との随意契約による相手方であったときには、当該損害賠償金相当額を当初の契約金額の変更を行うことによって支払うこともできるものとする。また、委託業務完了後、契約不適合であった場合には、検査後1年間は委託業務の契約不適合に伴う履行の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び契約の解除権を行使できるものとする。

### (協議)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。